

いわゆる公定力について(補足とコメント)

2003.1.31
筑波大学 櫻井敬子

一 公定力一般論

資料1~2頁

(1)実体法的な説明から手続法的な説明への変化

適法性の推定(田中説)

取消訴訟の存在そのものに根拠を求める(多数説)

根本問題の回避: 法治主義の維持、紛争の合理的解決 etc.

(2)「取消訴訟の排他的管轄」

「有効と扱う」ということの意味: 認定手続の問題と実体的法効果の分離

法効果にかかわらないとされるもの: 刑事手続、国家賠償

(3)「公定力」というワーディングの問題点

説明概念としてはともかく、道具概念としては使用不能

但し、無効審判の「排他性」の実質性: 観念論でなく、専門性と独自の手続

二 特許付与行為の「公定力」と侵害訴訟における無効主張排除の問題 資料15頁以下

(1)行政訴訟とのずれ

取消訴訟 処分の有効性を前提とする: 取消しうべき瑕疵

無効等確認訴訟 「宣言無効」/当然無効: 重大明白な瑕疵

公法上の当事者訴訟 処分の当然無効を前提とする

民事訴訟(争点訴訟: 行訴45) 処分の当然無効を前提とする

(2)無効審判の特殊性

125条: 形成無効(対世効あり、不可争力なし)

・無効審判は、取消訴訟と無効等確認訴訟の双方の瑕疵を含む

・行政訴訟の類型論では、民事訴訟における無効主張は当然可能であり、裁判所も「重大明白な瑕疵」を認定するにあたって有効・無効の判断に踏み込むという前提
当然無効を含めて「形成無効」扱い

民事訴訟における有効・無効の主張も排除

徹底的に単純化された、無効審判と侵害訴訟との役割分担 cf.法定外無効事由

(3)侵害訴訟における無効主張の可否

1) 当然無効には専門的判断は不要(公定力の限界) vs 無効審判の専門性 + 独自の手続からくる強い排他性の要請(公定力)

2) 侵害訴訟の「充実化」による解決ルートの混濁化が利用者利便に資するとは限らない(無効審判の制度趣旨)

3) 微調整はありうるが、「一本化」の必要性は乏しい